

新潟地区しんくみ苦情等相談所

新潟県信用組合協会では「新潟地区しんくみ苦情等相談所」を設置して、お客さまと信用組合との取引で生じる苦情・ご意見・ご相談を受け付けています。

また、金融 ADR(金融分野における裁判外紛争解決手続)制度による苦情処理・紛争解決措置も講じています。

1. 新潟地区しんくみ苦情等相談所

受付日 : 月曜日～金曜日
(祝日及び信用組合の休業日は除く)
受付時間 : 午前9時～午後5時
電話 : 025-247-7433
住所 : 〒950-0088 新潟市中央区万代1丁目1-28
(信用組合会館内)

苦情やご意見ご相談などは、電話、手紙または来訪によっても受け付けています。

直接お越しいただく際は、事前に電話で日時等をご連絡ください。

なお、お客さまが反社会的勢力であることが明らかになった場合や、恫喝的または脅迫的な言動があった場合、また公序良俗や社会的公正性に反する行為等に関連する事案の場合などにおいては、苦情等に応じませんので、ご了承ください。

また、下記お取引のある新潟県内信用組合や一般社団法人 全国信用組合中央協会にもお客様の苦情・ご意見・ご相談窓口がありますので、ご遠慮なくお申し出ください。

2. 新潟県内信用組合への苦情等のお問合せ先一覧

- ・新潟県信用組合 総務部 025-228-4111
- ・糸魚川信用組合 業務部 025-552-9880
- ・巻信用組合 監査室 0256-72-7111
- ・協栄信用組合 総務部「お客様相談室」 0120-66-1534
- ・新潟大栄信用組合 コンプライアンス統括室 0256-98-6291
- ・ゆきぐに信用組合 業務部 025-782-1201
- ・はばたき信用組合 総務部 0120-400-103
- ・興栄信用組合 経営企画部 025-263-1888

3. しんくみ相談所への苦情等のお問合せ先

一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所
住所 〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5
電話 03-3567-2456

4. 金融ADRの利用について

金融ADRは、金融商品やサービス、貸付取引に関するお客様と金融機関とのトラブルを、金融分野に精通したあっせん人（弁護士）が中立・公正な立場で話し合いに関与し、裁判によらないスピーディーで納得感のある紛争解決を目指すしくみです。

金融ADRのご利用は県内信用組合の苦情等のお問い合わせ窓口や、「しんくみ苦情等相談所」等へお申し出ください。

また、お客様が直接、下記の新潟弁護士会「示談あっせんセンター」および東京三弁護士会がそれぞれ設置運営する「仲裁センター等」で紛争の解決を図ることも可能です。

名称	新潟県弁護士会 「示談あっせんセンター」	電話	025-222-5533
		受付時間	月～金（除く祝日、年末年始） 9:00～17:00
住所	〒951-8126 新潟市中央区学校町 1-1-1	ホームページ	http://www.niigata-bengo.or.jp/

東京三弁護士会			
名称	東京弁護士会 「紛争解決センター」 弁護士会館 6 階	第一東京弁護士会 「仲裁センター」 弁護士会館 11 階	第二東京弁護士会 「仲裁センター」 弁護士会館 9 階
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館		
電話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月～金 （除く祝日、年末年始） 9:30～12:00 13:00～15:00	月～金 （除く祝日、年末年始） 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金 （除く祝日、年末年始） 9:30～12:00 13:00～17:00
ホームページ	https://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/	http://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/kinyu.html	https://niben.jp/service/soudan/chusai/

新潟県内信用組合の苦情等の受付対応及び紛争解決措置の概要

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

